

監査報告書

学校法人 高槻双葉学園

理事会・評議員会 御中

私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 17 条の規定により、令和 5 年度学校法人高槻双葉学園の業務及び財産の状況について、理事長から学園運営の報告、重要書類の閲覧、会計監査人と連携し、事業報告書及び計算書類等を調査しました結果、同学園の業務及び財産の状況に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人高槻双葉学園の令和 6 年 3 月 31 日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度を適正に表示しているものと認めます。

令和 6 年 5 月 29 日

学校法人 高槻双葉学園

監事 北山 展弘 (印)

(注) 監事 堀出 政樹氏及び監事 北山 展弘氏は両名とも私立学校法第 38 条第 5 項に定める外部監事であります。

監査報告書

学校法人 高槻双葉学園

理事会・評議員会 御中

私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 17 条の規定により、令和 5 年度学校法人高槻双葉学園の業務及び財産の状況について、理事長から学園運営の報告、重要書類の閲覧、会計監査人と連携し、事業報告書及び計算書類等を調査しました結果、同学園の業務及び財産の状況に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人高槻双葉学園の令和 6 年 3 月 31 日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度を適正に表示しているものと認めます。

令和 6 年 5 月 29 日

学校法人 高槻双葉学園

監事 堀出 政樹 (印)

(注) 監事 堀出 政樹氏及び監事 北山 展弘氏は両名とも私立学校法第 38 条第 5 項に定める外部監事であります。